

支援制度情報提供

新潟NPO協会 石本貴之

運営面の情報

総会開催や事業報告書等提出の取り扱い

1 社員総会の開催について

特定非営利活動促進法上、**社員総会は省略はできません！**

(1) Webを利用した開催

自由に発言でき、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが条件となります。

(2) 少人数による開催

実際に集まるのは必要最小限の人数とし、その他の社員には書面表決もしくは委任状による参加を推奨する。

(3) 「みなし総会」の開催

法第14条の9の規定により、書面又は電磁的記録により社員総会の決議があったものとみなすことも可能です。ただし、**社員全員から提案内容について同意を得ること**が必要です。

総会開催や事業報告書等提出の取り扱い

2 事業報告書等の提出について

社員総会の遅れ等により、事業報告書等の提出が遅れそうな場合、所轄庁または権限移譲市に必ず事前にご相談ください！

- ・ 上越市、妙高市、糸魚川市、五泉市および県内町村に主たる事務所のある法人、または2以上の市町村に事務所のある法人

新潟県県民生活課 電話番号 025-280-5134

- ・ 上記以外の法人

各市役所市民活動担当課

※内閣府からは、6月末までに提出期限が到来する事業報告書等については、2020年9月末までを目安に督促を行わない旨の所轄庁に依頼が行っています。

オンライン会議ツール



NPO法人等は50%offで購入可能

無償版は多人数参加の場合40分の利用制限。
録画やブレイクアウトセッションなどの機能制限あり。

クレジット決済でしか契約できないので注意。



Google Meet

NPO法人等はG-Suiteを無償で利用可能。

9月末までは時間制限なしで利用可能。

クレジット決済のみ。



Teams

Microsoft 365をディスカウントで購入可能。

Business Basic : ¥0/月
Business Standard : ¥330/月

クレジット決済または請求書払い。

全てテックスープでの寄贈申請によって無償化またはディスカウントされます。



テレワークを始める場合

非営利組織向けのテレワーク勤務規定類が公表されています。
総務省のテレワークセキュリティガイドライン第4版も参考になります。



非営利組織評価センター

お知らせ / メルマガ / 運営団体 / お問い合わせ / ENGLISH

組織評価とは 評価を受ける方 評価情報利用者の方 評価結果 全国の評価説明会 評価の申込み

blog search...

お知らせ

HOME / お知らせ / 【参考情報】テレワーク勤務規程（サンプル）の公開

2020年4月30日

【参考情報】テレワーク勤務規程（サンプル）の公開

非営利組織評価センターでは、組織評価・認証制度の中で、組織評価を受けた団体に対して、ガバナンス・コンプライアンス向上のために、サンプルとなる規程類を作成し、提供しています。

この度、新型コロナウイルスの影響による在宅勤務等の増加にあわせて、社労士事務所 サステナのご協力のもと、新たに「テレワーク勤務規程（サンプル）」を作成しました。あわせて、今般の状況に鑑み、「テレワーク勤務規程（サンプル）」を一般公開することにしました。公開する文書の中には、それぞれの団体にあわせて変更した方がよい項目の解説を掲載しています。

非営利セクターでも、テレワークをすでに実践している団体も数多くいらっしゃると思います。おそらく、テレワークに関する規程類を整備できず、緊急的に実施されているケースもあるかと思いますが、ぜひ、こちらのサンプルを参考にいただき、団体内の規程の整備にご活用ください。

テレワーク勤務規程（サンプル）

この文書はサンプルです。

- ・平常時はオフィス勤務がベースだが事前申請方式でテレワークも可能
- ・緊急時にはテレワークを指示できる
- ・テレワーク時にもフレックスタイム制を適用
- ・別途セキュリティガイドライン、リスク管理規程がある

ケースを想定して作成したものです。



ボランティア活動保険における 新型コロナウイルスの取扱いの改定について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ボランティアの皆さまの活動にも大きな影響が生じていることと存じますが、この度、ボランティア活動保険の特定感染症に指定感染症（新型コロナウイルス）を追加し、補償の対象といたしましたので、ご案内いたします。（2月1日に遡って補償します。）

ケガの補償

《抜粋》

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償します。

補償される保険金の種類：

- ①葬祭費用実額（死亡の場合、300万円限度）
- ②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④通院保険金

補償区分	保険金額
葬祭費用	実費（300万円限度）
後遺障害保険金	1,040万円（限度額）
入院保険金日額	6,500円
通院保険金日額	4,000円

※R1年度Bプランの場合は保険金額が異なります。

※特定感染症：感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）による分類

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス

※新型インフルエンザは補償されません。（感染症予防法で「新型インフルエンザ等感染症」に分類）

よくあるご質問（Q₁～₃）

Q1. ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は？

A1. 新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなし保険金をお支払いします。

Q2. 活動中に新型コロナウイルスに感染したのかの判断は？

A2. 新型コロナウイルスに感染したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象（院内感染、クラスター等）がないか等確認させていただいたうえで、保険会社が判断します。

Q3. 「福祉サービス総合補償」の感染症の補償との違いは？

A3. 「福祉サービス総合補償」の感染症の補償では肺炎を発症しないと補償の対象となりません。一方、ボランティア活動保険では肺炎を発症しなくても対象となります。また、補償される保険金の種類や金額も異なりますので、ご注意ください。

こちらは概要のご案内となります。補償内容の詳細につきましては「ふくしの保険ホームページ」(<http://www.fukushihoken.co.jp>)をご参照ください。

活動におけるガイドライン

「こども食堂・フードパントリー開設 簡易ハンドブック」作成のおしらせ



業種別ガイドライン

業種別ガイドラインについて

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
1		公益財団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.cocchokan.jp/info/2020/04/20200418.pdf
2	工務店、建築店、 林業従事者、漁業従事者	全国興行生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://www.cocchokan.jp/press/pdf/2020_03_gokuhon.pdf
3		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	https://www.eppa.jp/
4	児童会場、公民館	公益財団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.cocchokan.jp/press/2020/04/20200414_kjshok.pdf
5		公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	文部科学省	https://www.japan-sports.or.jp/press/2020/04/20200414_jsp.pdf https://www.jshpa.or.jp/press/2020/04/20200414_jshpa.pdf
6		公益財団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.jpfa.or.jp/press/2020/04/20200414_jpfa.pdf
7		一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会 公益財団法人 日本パブリックゴルフ協会	経済産業省	https://www.gpf.jp/press/2020/04/20200414_gpf.pdf https://www.jp-pg.or.jp/press/2020/04/20200414_jp-pg.pdf
8	3体育館、水泳場、 ボウリング場、	公益財団法人 全日本ゴルフ場管理連盟	経済産業省	https://www.gpa.or.jp/press/2020/04/20200414_gpa.pdf
9		公益財団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.jtba.or.jp/press/2020/04/20200414_jtba.pdf



新しい生活様式における活動展開（自治会例）

専門家会議「新しい生活様式」の実践例を自治会における活動に当てはめた例（警戒度3）

別紙2

（1）一人ひとりの基本的感染対策

専門家会議「新しい生活様式」の実践例	自治会（老人会、子供会他）における活動に当てはめた例
感染防止の3つの基本 ： ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人との間隔は、<u>できるだけ2m（最低1m）空ける。</u> <input type="checkbox"/> 遊びに行くなら<u>屋内より屋外を選ぶ。</u> <input type="checkbox"/> 会話をする際は、可能な限り<u>真正面を避ける。</u> <input type="checkbox"/> 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、<u>症状がなくてもマスクを着用</u> <input type="checkbox"/> 家に帰ったらまず<u>手や顔を洗う。</u>できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる <input type="checkbox"/> <u>手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う</u>（手指消毒薬の使用も可） ※ <u>高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>人との間隔が確保できない行事は自粛する</u> <input type="checkbox"/> <u>屋外であっても、大勢が集まる行事は自粛する</u> <input type="checkbox"/> やむを得ない会議等は、<u>手洗い、マスクと共に3密を回避する</u> <input type="checkbox"/> やむを得ない会議等は、<u>人との間隔確保とこまめに換気をする</u> <input type="checkbox"/> 回覧版や配付物は、玄関先に置いておく方式やポストに投函する方式を基本とし、手渡し方式から切り替える <input type="checkbox"/> 不要と判断した回覧は止める <input type="checkbox"/> 枚数の確保ができるのであれば、回覧から毎戸配布に切り替える <input type="checkbox"/> <u>発熱、風邪など体調不良時は、無理せず休む（参加しない）</u> <input type="checkbox"/> 観光バスや公共交通機関を利用する<u>視察、旅行は自粛する</u> <input type="checkbox"/> 集会所に入るときは<u>手を洗うか、手指消毒薬を利用する</u> <input type="checkbox"/> <u>高齢者が集まる行事は、自粛する</u> <input type="checkbox"/> 会議等の開始前及び終了後に、<u>机、椅子、ドアノブ等の消毒を行う</u>
移動に関する感染対策	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える <input type="checkbox"/> 帰省や旅行はひかえめに 出張はやむを得ない場合に <input type="checkbox"/> 発症したときのため誰とどこで会ったかをメモにする <input type="checkbox"/> 地域の感染状況に注意する 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 会議等<u>参加者をメモする</u> <input type="checkbox"/> 都道府県をまたぐ移動は自粛する <input type="checkbox"/> 観光バスや公共交通機関を利用する<u>視察、旅行は自粛する</u>

新しい生活様式における活動展開（自治会例）

（2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

専門家会議「新しい生活様式」の実践例	自治会（老人会、子供会他）における活動に当てはめた例
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> まめに手洗い 手指消毒 <input type="checkbox"/> せきエチケットの徹底 <input type="checkbox"/> こまめに換気 <input type="checkbox"/> 身体的距離の確保 <input type="checkbox"/> <u>3密の回避（密集 密接 密閉）</u> <input type="checkbox"/> 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱またはかぜの症状がある場合は無理せず自宅で療養 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> やむを得ない会議等は、<u>手洗い、マスクと共に3密を回避する</u> <input type="checkbox"/> やむを得ない会議等は、<u>人との間隔確保とこまめに換気をする</u> <input type="checkbox"/> 責任感で全うせず、<u>体調不良時は無理せず休む</u>
 <p style="text-align: center;"> 外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い </p>	

（3）日常生活の各場面別の生活様式

専門家会議「新しい生活様式」の実践例	自治会（老人会、子供会他）における活動に当てはめた例
買い物	
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通販も利用 <input type="checkbox"/> 1人または少人数ですいた時間に <input type="checkbox"/> 電子決済の利用 <input type="checkbox"/> 計画を立てて素早く済ます <input type="checkbox"/> サンプルなど展示品への接触は控えめに <input type="checkbox"/> レジに並ぶときは前後にスペース 	<p style="font-size: small;">[タイトルなし] 集会所内での人との間隔が取れたとしても、玄関で密集することがないように配慮する</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 受付等、列ができるときは前後にスペースを空ける

新しい生活様式における活動展開（自治会例）

（４）働き方の新しいスタイル

専門家会議「新しい生活様式」の実践例	自治会（老人会、子供会他）における活動に当てはめた例
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> テレワークやローテーション勤務 <input type="checkbox"/> 時差通勤でゆったりと <input type="checkbox"/> オフィスは広々と <input type="checkbox"/> 会議はオンライン <input type="checkbox"/> 名刺交換はオンライン <input type="checkbox"/> 対面での打ち合わせは換気とマスク 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> オンライン会議はハードルが高いが、個人でスマートフォンやタブレットを所持している場合はSNS等を活用する <input type="checkbox"/> やむを得ない会議等は、<u>手洗い、マスクと共に3密を回避する</u> <input type="checkbox"/> やむを得ない会議等は、<u>人との間隔確保とこまめに換気をする</u> <input type="checkbox"/> <u>発熱、風邪など体調不良時は、無理せず休む（参加しない）</u> <input type="checkbox"/> <u>会議等は、短時間で終了させる</u> <input type="checkbox"/> 書面会議を検討する <input type="checkbox"/> <u>高齢者が多く集まる行事は、自粛する</u> <input type="checkbox"/> <u>道路、水路（側溝）清掃、浚渫等、公園清掃・除草等、粗大ごみ・有価物集団回収は、マスク着用と人との間隔を確保するとともに、作業するグループの人数を最小限にする</u> <input type="checkbox"/> 観光バスや公共交通機関を利用する<u>視察、旅行は自粛する</u> <input type="checkbox"/> 会議等の開始前及び終了後に、<u>机、椅子、ドアノブ等の消毒を行う</u>

※ 一例として例示しました。自治会で行う判断の参考としてください。

※ 事業実施の際は、参加者や住民の意見を広く取り入れ、不参加者への配慮もお願いいたします。

※ マスクの着用により、熱中症のリスクも高ま[タイトルなし]。感染症と熱中症の両方に注意してください。

資金面の情報

持続化給付金

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

給付額

法人は200万円まで

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■給付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付対象

資本金10億円以上の大企業を除く、

中小法人等を対象とし

医療法人、農業法人、NPO法人など、

会社以外の法人についても幅広く対象となります。

持続化給付金

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限200万円）

A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入

B：対象月の月間収入

※A・Bは、**寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等でいう営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。**

会費は算入可能です

課税対象の収入になると解釈されています

証拠書類等

- 1 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかる書類
※月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとします。
- 2 対象月の売上台帳等
- 3 通帳の写し
- 4 履歴事項全部証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等

持続化給付金

もし、算入できないと
言われたら・・・

[ホーム](#) ▶ [新型コロナウイルス感染症関連](#) ▶ [持続化給付金に関するよくあるお問合せ](#)

持続化給付金に関するよくあるお問合せ

Q1. 給付金の概要について。

[タイトルなし]

・売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、中小法人等の法人は200万円、フリーランスを含む個人事業者は100万円を上限に、現金を給付するものです。様々な業種、会社以外の法人など、幅広く対象としています

Q2. 営利型の一般財団法人や一般社団法人は対象になるのか。

・「持続化給付金申請要領（申請のガイダンス）中小法人等向け」のP.6に記載の要件を満たす法人は対象となります。

Q2-1. 法人成り特例を利用したいが、法人設立届出書の様式に「整理番号」の欄がない。どのように申請すればよいか。

・平成31年4月1日の様式改正以前の法人設立届出書（e-Taxでは令和2年3月23日の様式反映前の様式）を利用している場合は、「整理番号」を記載する欄の代わりに「事業主の氏名」を記載する欄があります。旧様式を用いて法人成り特例を用いるためには、当該欄に個人の確定申告書類に記載のある氏名と同一の氏名が記載されていることが条件となります。

Q2-2. 中小法人等向けの「B-7 NPO法人や公益法人等特例」において、「会費」は収入に含めることはできるか。

・可能です。

お問合せ先

[タイトルなし]

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570（おかけ間違いに御注意ください）

IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分（5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く））

その他行政の経済対策事業

【政府系】

雇用調整助成金

小規模事業者持続化補助金

IT導入補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

【基礎自治体系】

休業協力金

雇用調整助成金利用促進事業



民間助成金情報(2020.05.27時点)



「むすびえ・こども食堂基金」第2回助成 (5/28㍻)

居場所を失った人への緊急活動応援助成 (6/8㍻)

コロナ禍から芸術を守りたい。"#SavaArts"プロジェクト (6/5㍻)

**新型コロナウイルス感染症『医療崩壊』防止活動支援プログラム
(5/31,6/15.6.30㍻)**

地域助け合い基金 (随時・期限なし)

READYFOR拡大防止活動基金 (随時・7/2㍻)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に対する支援 (随時・期限なし)

ウェスレー財団新型コロナウイルス感染拡大による特別活動支援金 (随時・期限なし)

次回の開催

第2回

6月4日(木) 14時～15時

